

仕 様 書

1 件名

メディアスタジオパソコン等賃貸借

2 設置場所

公立大学法人広島市立大学

広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号

3 導入機器等

別紙「機器仕様書」のとおり。当該機器は、本学で確認済みで参考として提示しているが、指定するものではない。

4 機器の設置

機器の設置は、賃貸人において行い、その内容は搬入、組立て、設置、調整及びシステム上での動作確認までとし、設置後、賃借人（広島市立大学の教員又は事務局職員）の検査を受けること。

5 保守業務

- (1) 保守作業を行うに当たっては、機器の運用等に支障のない方法で行うこと。
- (2) 本機器等に発生した障害は速やかに復旧すること、また、大きな障害が発生しないように、日常の予防的保守を行うこと。
- (3) 機器等に障害等が発生したとの連絡を受けた際は、原則として半日以内に対応に着手し、早急に修理または代替機と交換すること。
- (4) 故障対応の際には、賃借人（広島市立大学の教員又は事務局職員）と協議を行い、修理までの日数等について明確にすること。
- (5) 保守はメーカー保証により対応することとし、保証期間終了後は必要に応じて都度対応（スポット対応）とすること。スポット対応においては、事前に見積もりを取得し、発注者の承認を得た上で実施すること。
- (6) その他の詳細については、機器仕様書のとおり。

6 マニュアル

- (1) 本機器等の有する全ての機能について整備されたマニュアルを提供し、導入時に必要な数を提供すること。
- (2) 契約期間中にマニュアル等に変更やバージョンアップがあった場合には、これに速やかに対応すること。

7 電気工事

- (1) 各機器からモジュラコンセント又は HUB 間の配線、機器は全て本契約とし、必要に応じてモール等を設置すること。
- (2) 電源についても、導入機器からコンセントまでの配線は、本契約とし、必要に応じてモール等を設置すること。
- (3) 必要ならば専用の電源延長コードを本契約で用意し、周辺機器への電源供給を行う。

8 その他特記事項

- (1) 機器等の納入にあたり、メーカーによる機器の更新等のやむを得ない事情により、指定機器での納入が困難な場合は、後継機器等での納入を認める。ただし、機器仕様書の内容に適合するものであることと、本学の事前了承を必要とする。
- (2) 納入しようとする物品がネットワークに関係している場合、予定している情報ネットワークの構築方法が、本学の情報ネットワークとの接続設計を満たしていること。
- (3) 機器の撤去の際はサーバやその他重要なデータを扱うものについて、情報の漏えい防止のため、データ消去など必要な措置を講じること。
- (4) 本契約により納入する機器には、賃貸人の名前、契約件名、履行期間などを記したシールを張り付けること。機器により張り付けが難しい場合は、本学と協議すること。